



鳥取県公報

令和5年1月27日（金）
号外第5号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 道路交通法施行細則の一部を改正する規則（1）（交通企画課）・・・・・・・・・・ 2

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月27日


鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

鳥取県公安委員会規則第1号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第3章の2 使用者の義務（第10条の2—<u>第10条の5</u>）</p> <p>第4章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（安全運転管理者等の解任命令）</p> <p>第10条の4 略</p> <p><u>（是正措置命令）</u></p> <p>第10条の5 <u>法第74条の3第8項の規定による命令は、別記様式第6号の2による命令書により行うものとする。</u></p> <p>別記様式第6号（第10条の4関係） 略</p> <p>別記様式第6号の2（第10条の5関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>是 正 措 置 命 令 書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">鳥取県公安委員会 </p> <p>道路交通法第74条の3第8項の規定により、次の措置をとるべきことを命ずる。</p> <table border="1" data-bbox="199 1664 790 1877"> <tr> <td data-bbox="199 1664 375 1747">命令を受ける者</td> <td data-bbox="375 1664 790 1747"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 1747 375 1830">是正措置命令の内容</td> <td data-bbox="375 1747 790 1830"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 1830 375 1877">理由</td> <td data-bbox="375 1830 790 1877"></td> </tr> </table> <p>教示 <u>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。なお、処分があったこ</u></p>	命令を受ける者		是正措置命令の内容		理由		<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第3章の2 使用者の義務（第10条の2—<u>第10条の4</u>）</p> <p>第4章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（安全運転管理者等の解任命令）</p> <p>第10条の4 略</p> <p>別記様式第6号（第10条の4関係） 略</p>
命令を受ける者							
是正措置命令の内容							
理由							

とを知った日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）提起することができます。

なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、この場合においても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。